

26環都環第697号
平成27年3月30日

環境影響評価調査計画書審査意見書

「福生都市計画道路3・4・3の1号新五日市街道線（福生市大字熊川）建設事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第46条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事

舛添 要一

記

第1 対象事業

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称：東京都
代表者：東京都知事 舛添 要一
所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
- 対象事業の名称及び種類
名称：福生都市計画道路3・4・3の1号新五日市街道線（福生市大字熊川）建設事業
種類：道路の改築
- 延長及び区間
延長：約1.1km
起点：福生市大字熊川字武蔵野（立川市境）
終点：福生市大字熊川字武蔵野（国道16号交差点）

第2 意見

【自然との触れ合い活動の場】

計画道路により公園の一部が消失するが、主要な自然との触れ合い活動の場は改変されないことから、自然との触れ合い活動の場が持つ機能に影響がなく、また、出入口の確保等により利用経路に影響もないことから、環境影響評価の項目として選定しないとしている。

しかしながら、消失する部分と主要な自然との触れ合い活動の場の位置関係や工事の施行中における利用経路等が不明確であることから、環境影響評価書案において図などを用い具体的に明らかにするとともに、必要に応じて予測・評価の実施を検討すること。

【廃棄物】

工事の施行に伴う廃棄物の予測において、予測の対象時点を建設廃棄物及び建設発生土が排出される期間としているが、事業期間が長期にわたることから、工事の進捗ごとにそれらの排出量等が把握できるよう、工事の中間的な時点についても予測の対象時点として設定すること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域市長の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。